

「合理的配慮」を提供するために、大切にしたいこと

13. 障害者差別 解消法4

障がいがある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、代替措置の選択も含め、双方の**建設的対話**による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応をしていくことが大切です。

建設的対話とは

合理的配慮の提供の方法は、一つではありません。障がいがある人と、意思の表明を受けた側が対話を重ね、解決策を検討していくことがとても重要です。このような双方のやりとりを「建設的対話」と言います。障がいがある人から、こうしてほしいという申し出があった場合、その申し出の方法では対応が難しい場合でも、双方が持っている情報や意見を伝えあい、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替となる手段を見つけしていくことができます。



合理的配慮の主な類型と例

物理的環境への配慮

- 携帯スロープを設置して段差を解消する、段差越えを手助けする
- 高いところにある物(商品)を取って渡す
- 災害や事故が発生した際、施設内放送を電光掲示板や手書きボード等を用いて表示する など

意思疎通の配慮

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を示したり、わかりやすい記述で伝達したりする
- 申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する など

ルール・慣行の柔軟な変更

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する など

三重県「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例に基づく職員の対応に関する要領」を基に作成